

経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画

令和2年3月30日

目次

I	基本事項	1
(1)	目的	1
(2)	計画期間	2
(3)	現状と課題	2
(4)	計画の概要	3
(5)	計画目標	6
II	利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	7
(1)	サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底	7
(2)	行政手続のデジタル化	7
(3)	重要プロジェクトの推進	23
(4)	民間手続のデジタル化の推進	24
III	デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	26
(1)	経済産業省のプラットフォームの概況及び今後の方針	26
(2)	法人デジタルプラットフォームの構築	26
(3)	中小企業支援プラットフォームの構築	27
(4)	行政保有データの100%オープン化	27
(5)	APIの整備	28
(6)	標準化・共通化の推進	29
(7)	クラウドサービスの利用の推進	30
(8)	政府情報システム改革	30
(9)	情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保	32
IV	価値を生み出すITガバナンス	34
(1)	推進体制の整備	34
(2)	ガバナンスの強化	34
(3)	人材確保・育成	35
(4)	デジタルデバイド対策	36
(5)	広報	36
V	業務におけるデジタル技術の活用	38
(1)	AI・RPA等のデジタル技術の活用	38
(2)	デジタル・ワークスタイルの実現のための環境整備	39
(3)	電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）	40
VI	計画の評価・改定	41
VII	デジタル改革を進めるためのロードマップ	41
	別紙1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表	41
	別紙2 重要プロジェクトの推進に係る工程表	41

別紙 3	手続の見直し工程表	41
別紙 4	行政手続のデジタル化に係る工程表	41
別紙 5	主な投資事項一覧	41
別紙 6	マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表	41

I 基本事項

(1) 目的

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）が策定されている。

特に、基本計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組については、2017 年 5 月に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定された。本方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。

さらに、2019 年 5 月には、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の改正（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）による改正。これにより「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」という。）に改称。）が行われ、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定められた。また、翌月には「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が策定され、政府情報システムの統一的な管理のための取組が抜本的に強化された。こうした取組の進展を反映するため、2019 年 12 月には、「デジタル・ガバメント推進方針」及び「デジタル手続法」に基づき「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）（以下「実行計画」という。）が改定されている。

「実行計画」には、「各府省中長期計画の見直しを行い、2019 年度（令和元年度）中に改定する」と定められているところ、政府全体の方針を踏まえつつ、経済産業省におけるデジタル・ガバメントの推進を戦略的に進めるために、経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画を改定する。経済産業省としては、事業者向けの手続が多いことから、特に民間事業者等にとって簡潔で使いやすい行政手続等を実現するとともに、民間事業者等に係るデータを継続的・効率的に集約し、データに基づく政策立案や個々の事業者に寄り添った行政サービ

スを提供するプラットフォームとして「Government as a Service」(サービスとしての行政)を実現していく。特に、隗より始めよの精神で、補助金申請手続のデジタル化等他府省においても共通の課題であると考えられる分野について先行的に取り組むとともに、システム開発で利用した仕様をオープン化するなどにより、他府省への展開を進めていく。

なお、今般改定する経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画(以下「本計画」という。)は、行政自身の効率化のみならず、民間における生産性を向上させ、社会全体の生産性革命を強力に推進していく指針とするものである。

(2) 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日までを本計画の対象期間とする。ただし、個別の施策について、実態に応じて期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。本計画は適宜内容の見直しを行うものとし、必要に応じて改定するものとする。また、計画期間終了後の扱いは、次期計画の策定を前提とする。

(3) 現状と課題

ア ユーザー目線に立ったサービスの提供

経済産業省が提供する現状の様々な行政サービスは、必ずしもユーザー目線に立って提供できているとは言えない。例えば、電子申請可能な行政手続においてもそれぞれでID、パスワードを取得する必要がある。また、中小企業向けの情報サイトは複数存在し、利用者の混乱を招く状況となっているだけでなく、コストの増加にもつながっている。

使いやすい行政サービスを提供するため、各々のサービスについて、プロセスの簡素化の実施(BPR)を前提とし、サービスデザイン思考に基づきユーザー視点に立ったサービス設計を行っていく必要がある。

イ 行政手続等のオンライン化の促進

経済産業省においては、6,663種類の手続を所管しており、うち、596種類のオンライン利用が可能となっている。オンライン利用が可能となっていない6,067種類のうち、182種類の手続については、オンライン化を予定している。

このように、一定程度オンライン化の取組が進んでいるものの、未だ道半ばであり、引き続き行政手続等のオンライン化を進めていく必要がある。また、オンライン利用率が低いサービスについても、使い勝手の良いサービスとすることを前提として、電子的な申請により、一度入力したデータは2度

入力しなくて良いワンスオンリーの仕組みによる負担の軽減や審査の迅速化等のメリットを付与することで、民間事業者等に対してこれまでの対面や郵送等といったアナログな申請からの移行を促し、オンライン手続を原則とした行政サービスを進めていく必要がある。

ウ 民間事業者等のデータの利活用

経済産業省は、そのミッションの性質から、民間事業者等との関わりが多いところ、事業者等のデータを蓄積するとともに、当該データを政策立案に活用していくことが望ましいが、これまでは必ずしも体系的なデータ活用を行ってこなかった。事業者等からの申請データを、再度利用することを前提としてデータベース化されているケースが稀であり、データの標準化も十分なされていないのが現状である。申請データ等の分析からより狙い通りの対象に政策を届けることを可能にするだけでなく、法人番号等を活用し、個々の事業者データを紐付けることでそれぞれの事業者が求めている政策支援をプッシュ型で届けることができる。これらを通じて政策の効果を高めるとともに、サービス対象である事業者等の満足度を高めることができる。

加えて、各電子申請システム等に蓄積されたデータについては、当該電子申請システム等の担当部署において管理されており、部局を超えたデータ分析等には活用されていない。部局を超えたデータ連携を進めることができれば、データ分析の幅は広がり、政策の立案においても部局を超えた協力関係を生み出すことが期待できる。

さらに、個人情報や企業秘密といった秘匿性の高いデータを除き、データのオープン化と活用しやすい形での API（アプリケーションプログラミングインタフェース）開放を行うことにより、事業者等が公的データを活用した新しい事業の創出を促す。

(4) 計画の概要

経済産業省において特に重点的に取り組んでいくプロジェクトの概要を以下に示す。

ア 法人デジタルプラットフォームの構築

経済産業省では法人関係の主要な行政手続等から簡素化・デジタル化を進め、データが官民双方で有効に活用される法人デジタルプラットフォームの構築を進める。

具体的には、各府省が保有する許認可、調達、補助金、表彰等のデータに法人番号を紐づけて集約、データ提供するG Bizインフォ（法人インフォメーション）（以下「G Bizインフォ」という）の活用推進とデータ拡充を進

めるほか、1つのアカウント（ID/パスワード）の利用により、複数の行政
手続等の申請等を可能とするGビズID（法人共通認証基盤）（以下「Gビ
ズID」という）の普及を進める。加えて、官民のデータ連携の推進のため、
各情報システムがシームレスかつセキュアにデータ交換を可能とするプラッ
トフォームとして、Gビズコネク（法人データ連携基盤）（以下「Gビズ
コネク」という）の整備等を行う。また、これらの取組については、他府
省でも活用できる環境を目指す。

イ 経済産業省デジタル・トランスフォーメーションオフィス（DX オフィス） による取組の推進

Government as a Serviceを実現するため、省内にシステム化やデータ活
用に係る取組について効率的・効果的に企画、調整、支援等を行うことので
きる体制を構築する。

具体的には、政策・業務プロセスの見直し等を担う政策評価広報課とITシ
ステムをつかさどる情報システム厚生課及び情報プロジェクト室が連携して
行政のデジタル化を推進するとともに、経済産業省CIO補佐官（以下「CIO補
佐官」という。）のみならず、民間企業でのITプロジェクトマネジメント経
験者を新規に採用することにより、行政とIT両面からユーザーにとって使い
やすいサービスを実現するべく、先進的なプロジェクトを推進する。本オフ
イスの取組を通じて、クラウド等の技術導入を図るとともに、アジャイル開
発を推進していく。加えて、年間手続件数が少ない手続など、外注によるシ
ステム開発では十分な費用対効果が期待できない手続を対象に、ローコーデ
ィングツール等を用いたシステム開発の内製化を可能とするため、省内の人
材育成と体制構築を検討する。また、経済産業省の取組を他省庁等へ展開し
ていくことを念頭に、ベストプラクティスを示せるよう取組を進める。

ウ J グランツ（補助金申請システム）の構築

補助金申請の多くは書面により処理されており、さらに重複する記載を何
度も求められるなど、事業者にとって煩雑な手続となっている。経済産業省
において、まずは中小企業向け補助金等を対象に、2018年度より申請書の共
通化とオンライン化、ワンスオンリー化に着手し、2019年12月にJグラン
ツ（補助金システム）（以下「Jグランツ」という）をリリースした。経済
産業省では2019年度の補正予算7補助金で活用するほか、2020年度当初予
算の20補助金で活用予定である。加えて、2020年度から経産省を含めた各
省・自治体での活用も進める。今後、事業者側と行政側の双方における利便
性を向上させるため、各所からのニーズを取り入れつつ、システムの本格稼

働に向けて、開発を進めていく。

なお、「J グランツ」の構築に当たっては、引き続き、アジャイル型の開発手法を用いることとする。

エ 中小企業支援プラットフォームの構築

中小企業政策に関しては、周知のため様々な広報を行ってきたが、「施策情報が届いてない」などの声も聞こえており、十分に行き渡っているとは言い難い。また、施策を利用したい場合であっても、「いかなる施策を使えば良いか分からない」という声も聞こえている。このような声に答えるため、中小企業に対する行政サービスの抜本的な利便性向上を進めていく。

具体的には、行政側におけるサイトの乱立等による、気づきの機会の損失を無くすため、中小企業向けの情報サイトを再編し、中小企業向けの情報発信から申請手続までを誘導する「ミラサポ plus」と、中小企業に関するデータを活用するための「データ分析基盤」による中小企業支援プラットフォームを構築する。2020年度（令和2年度）以降は、「ミラサポ plus」において、行政機関に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンスオンリー機能や、個々の事業者に応じた支援策を表示するレコメンデーション機能を実装するほか、「データ分析基盤」において、中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていく。

オ 産業保安関係法令手続の電子化

年間約25万件ある事業者の手続について現状では紙で行われていることから、これらを全て電子的に行えるようシステム「保安ネット」を2020年1月から段階的に運用開始した。今後、高い申請率を目指すため、説明会等の導入支援を行うことで事業者の円滑な導入を図るとともに、全国的な運用を本格化していく。電子申請システムの構築と並行して、得られたデータを利活用することで更なる産業保安・製品安全の高度化を図るための実証を進める。

【経済産業省システム経費計画（単位：億円）】

経費区分	2020年度
整備経費	208
運用等経費	321
その他経費	6
合計	536

【施策別経費計画（単位：億円）】

施策区分	2020 年度
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	50
デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	163
価値を生み出す IT ガバナンス	1
業務におけるデジタル技術の活用	10

(5) 計画目標

本計画を着実に進め、経済産業省におけるデジタル・ガバメントを推進していく。

本計画の当面の目標は、重点プロジェクトを円滑に推進するとともに、さらに、他省庁への展開を想定している施策について、複数の府省庁において利用されることを目標とする。

II 利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化

(1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底

実行計画においては、利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウとして「サービス設計 12 箇条」が示されているところである。この 12 箇条はすべて重要な視点であるものの、経済産業省としては、「利用者のニーズから出発する」（第 1 条）、「オープンにサービスを作る」（第 9 条）、及び「一遍にやらず、一貫してやる」（第 11 条）ことがサービスデザイン思考においてとりわけ重要であると位置付ける。この認識の下、現行の会計制度を踏まえつつ、アジャイル型の開発を推進し、ユーザビリティの高いサービスの創出に努める。この点、サービス改革支援チームにおける政府全体の検討内容等も踏まえつつ進めていくこととする。

また、サービス改革に当たっては、「デジタル手続法」に示された 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に沿うことを基本とする。

さらに、行政手続等のデジタル化を実施するに当たっては、業務改革（BPR）を徹底し、費用対効果の見込まれないシステム化や利用者にとって利便性の低い行政サービスの創出は行わないよう留意するものとする。特に、BPR については、重要なプロセスである一方、手続を規定する法令との関係性の整理や、どのようにデジタル化を取り入れることで効果が最大化されるかと言った点など、各業務の担当者だけでは実施が難しい点があるため、適切かつより効果的な BPR が容易に行える環境となるよう、省内で検討を進めていく。

加えて、前述のとおり「G ビズ ID」や「J グランツ」のように、共通化できる機能やシステムを各省庁に展開していくほか、経済産業省内のデータや API 形式の標準化を進めるため、システム開発時に共通仕様を導入することによりシステムの重複や煩雑化を回避していく。

(2) 行政手続のデジタル化

ア 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

経済産業省においては、6,663 種類の手続を所管しており、うち、596 種類のオンライン利用が可能となっている。

オンライン利用が可能となっていない 6,067 種類のうち、182 種類の手続については、オンライン化を予定しており、その際、添付書類の提出、本人

確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則として検討を行っている。

また、一部の手続については、今後、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手続や一連のサービスの一部をなしている複数の手続など、関連する手続を行政サービス単位で集約するなどしてオンライン化の実現に向けた検討を行う予定である。検討に当たっては、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果及び業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進することとしている。

なお、手続件数自体がほとんどなく、他の手続や事務処理との関係を踏まえても、現時点では、オンライン化の効果が見込めない手続については、システム開発の内製化技術等、今後の技術の進展等を注視しながら、引き続き、オンライン化の検討を行うこととしている。

1 産業保安・製品安全法令に基づく手続

a) 現状と課題 (As Is)

全国の産業保安監督部等では、産業保安関連法令（電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、製品安全四法等）に基づく申請等を年間約 25 万件窓口処理しているほか、2,000 件以上の立入検査を実施している。風力・太陽光発電事業への新規参入の急増やガス小売業者への規制強化により、産業保安監督部等における業務が増加見込みであるところ、これに対応しつつ適切な保安検査等を実施していくためには、申請処理等の簡素化・電子化が必要不可欠である。また、申請等を行う事業者にとっても、書類の修正等のために産業保安監督部等を複数回訪問する場合があるなど負担となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

電子申請システムの構築により現状紙で窓口に提出されている申請等をオンライン化し、事業者にとってはいつでもどこでも簡易に手続ができ、産業保安監督部等への訪問を不要とする。また、行政側においても機械処理によるチェックの自動化等を行い、官民双方の負担を大幅に低減する。

(イ) その他の具体的な付加価値

システムの高い利用率を目指し、審査業務の負担を減らすことで、行政のリソースを現場に振り分けることや、得られたデータを利活用することで更なる産業保安・製品安全の高度化を図る。

c) 具体的な取組 (To Do)

各地方の産業保安監督部に提出されている年間約 25 万件の産業保安・製品安全法令における申請等に関し、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、審査・提出書類の抜本的見直し、申請等オンライン化に着手。2019 年度からシステムの段階的運用開始。

KPI：電子化した手続に対して 4 割のオンライン申請を目指す（2019 年度末まで）

2 中小企業等経営強化法に基づく申請（経営力向上計画関係手続のオンライン化等）

a) 現状と課題 (As Is)

経営力向上計画の申請事業者は主に Word 版申請書を中小企業庁等の HP からダウンロードして、申請書を作成しているが、Word 版申請書にはエラーチェックの機能が無いため、形式的なミスによる申請書の補正等が発生している。これは事業者と、申請書を受取り審査する経済産業局等の双方の負担になっている。

2018 年度に経営力向上計画申請プラットフォームを構築し、事業者はプラットフォーム上で申請書を作成し、紙で出力して、添付書類とともに郵送等で提出できるようになった。しかしながら、経営力向上計画申請プラットフォームの利用率が低いため、この利便性が事業者、経済産業局等に享受されていない。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

経営力向上計画申請プラットフォームでは、現在、申請書各欄の記載ルールポップアップ表示、エラーチェック及び自動計算機能があるため、中小企業者等は申請書を比較的容易に作成することができる。

2020 年 3 月末までに、経済産業省及び一部の関係省庁所管の事業者からの経営力向上計画のオンライン申請を可能にする開発を行う。これにより事業者は郵送等での申請書の送付が不要となる。したがって、これまで郵送等に要していた時間が無くなることで、計画認定までの時間が短縮される。

(イ) その他の具体的な付加価値

経済産業局等において、郵送で届く紙申請書の管理が不要になる（必要情報はシステム上で管理可）。また、メールや電話等で行っている補正指示も、プラットフォームを介して行うことが可能になる。

経済産業局等から申請者への補正指示が減少し、申請 1 件当たりの審査

に要する時間が短縮される。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年3月末までに、オンライン上で、事業者が経営力向上計画の新規及び変更申請が行え、かつ、経済産業局等による計画のミスの補正指示等も行えるようにするため、経営力向上計画申請プラットフォームの機能改修を行う。

2020年3月末までに、GビズID（法人共通認証基盤）との連携を図るなどして、ID・パスワード方式を導入し、ワンスオンリー化による事業者の負担軽減を図る。

KPI：事業者の申請書作成の労力軽減や申請手続の簡素化のため、2022年4月からオンライン利用率を100%とする（ただし、経済産業省単管の申請に限る）。

3 中小企業等経営強化法に基づく申請（経営革新等支援機関関係手続のオンライン化等）

a) 現状と課題 (As Is)

経営革新等支援機関の認定申請及び更新申請等の手続は、現在、書面による提出しか認められていない。なお、申請書の作成自体はシステム上で行い（金融機関を除く）、アラート機能などにより、入力漏れ・入力ミス等を未然に防ぐ効果があるが、現時点では、申請書の記入後、紙出力を行い郵送する必要があるため、申請者の負担になっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

2020年度より、オンライン申請を可能とし、紙での申請を不要とする（完全電子化）。これにより、申請者の利便性が向上する。

また、法人認証基盤等との連携により、本人確認の簡素化が図られる。

(イ) その他の具体的な付加価値

申請者にとっては、書面で申請していた手続がペーパーレス化されるなど、業務の簡素化が図られる。審査当局にとっては、郵送された書類を仕分け、データ化する作業が削減されるとともに、書類不備の補正指示をオンラインで実施できることによりスムーズに書類を受け付け、審査を所定の期間内に完了させることができる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019年度よりオンライン申請手続のシステム構築を進め、2020年度よりオンライン申請を可能とする。

KPI：2020年度より、経営革新等支援機関の認定申請及び更新申請等のオ

ンライン利用率を 100%とする。

4 揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続等の電子化による迅速化

a) 現状と課題 (As Is)

- ① 揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続等は、現在書面による提出しか認められていない。したがって、揮発油販売業者等で通常使用されている労務管理のソフトウェア等で申請書を作成しても、紙出力し、郵送又は来所での提出が必要である。
- ② 揮発油販売業者等が、住所等の変更が生じた際に行う変更登録等の手続において、当該法人の登記事項証明書の添付を求めているところ、添付書類を郵送する必要が生じており、利用者の負担となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

現状と課題を踏まえ、揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続等の迅速化を図る。具体的には、揮発油販売業者等において、登録申請情報の入力事務の削減、誤入力防止、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。

(イ) その他の具体的な付加価値

まず、登記情報をデータベースより取得することにより、業務処理の自動化が可能となり、業務処理時間について年全体（本省かつ地方局含む）で9割程度の削減効果が見込まれる。

さらに、このシステムに蓄積されたデータの利活用を念頭において、他のサービスとの連携及びデータの出力等をより迅速にアクセス可能とするため、以下の状態となることを目指す。

災害時の営業状況等の確認や国民への迅速かつ効果的な情報発信への対応、補助金の執行実績の管理、地域ごとの新陳代謝など、その利活用の用途は多岐に渡るため、申請システムの構築を行うとともに、データを管理・利活用できるデータベースを作成し、様々な形で利活用することが可能となる。

c) 具体的な取組 (To Do)

- ① 2021 年（令和 3 年）4 月から、揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続等のオンライン受付を可能とする。これにより、オンライン及び紙媒体における申請提出手段が二通りとなるが、オンライン開始時には、並行運用を実施し、徐々にオンライン完全化を目指す。
- ② 2021 年（令和 3 年）4 月から、法務省の作成するデータベースと連携

を行い登記情報の取得を可能とする予定。これにより、揮発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続等において添付を求めている登記事項証明書の省略を実現する。

- KPI：①オンライン利用率 2025年度（令和7年度）までに100%
（2021年度（令和3年度）：80%、2022年度（令和4年度）：85%、
2023年度（令和5年度）：90%、2024年度（令和6年度）：95%、
2025年度（令和7年度）：100%）
②2025年度（令和7年度）までに石油流通システムを利用する全揮
発油等の品質の確保等に関する法律の登録申請手続において、登
記事項証明書の添付省略を実現する。

5 確認を受けた新規化学物質に係る報告に関するオンライン手続の利便性向上

a) 現状と課題 (As Is)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号に基づく中間物等の制度の「確認を受けた新規化学物質に係る報告」のオンラインによる報告には、電子証明書の添付が必須であり事業者の負担が大きいことに加え、政府としてもシステム面での準備ができていないため、現状では書面による提出のみが行われているところ。したがって、製造者及び輸入者において電子上で書類を作成した場合であっても、書面に出力し、郵送又は来所で提出することが必要となっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

2020年（令和2年）4月から、「確認を受けた新規化学物質に係る報告」のオンラインでの受付を可能とする。さらに、オンライン手続で従来求めていた電子証明書の添付から、既に化審法の少量新規等の申出で使用しているID・パスワード方式へと変更する。これにより、確認を受けた新規化学物質の製造者及び輸入者は、報告の手段が多様化されることになる。

(イ) その他の具体的な付加価値

厚生労働省、経済産業省及び環境省において、ペーパーレス化など、業務フローがデジタル化されることにより、行政事務が効率化される。

c) 具体的な取組 (To Do)

「確認を受けた新規化学物質に係る報告」は、現状、書面の送付等で行われているが、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、2020年（令和2年）4月から、オンラインによる報告も可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる報告における本人確認の方法は、従来求めていた電子証明書の添付から、既に化審法の少量新規等の申出で使用している ID・パスワード方式へと変更する。

KPI：オンラインによる報告の割合（2025 年度（令和 7 年度）：50%）

6 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に基づき認定された 50kW 未満以外の太陽光発電設備の定期報告オンライン化等

a) 現状と課題 (As Is)

【現状】

固定価格買取制度に基づき認定された太陽光発電設備の定期報告はオンライン化されている。

太陽光以外（地熱、水力、風力、バイオマス）の発電設備の定期報告については、オンライン化がされていない。

【課題】

オンライン化されていない発電設備の事業者は、郵送等の作業、費用が発生している。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

太陽光発電以外の設備も定期報告をオンラインでの提出を可能とする。

(イ) その他の具体的な付加価値

発電事業者は、定期報告の届出がペーパーレスとなり、窓口への提出や郵送が不要となる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020 年度（令和 2 年度）中にシステムを改修し、太陽光以外（地熱、水力、風力、バイオマス）の発電設備の定期報告について、オンライン化を実施する。

KPI：2023 年度（令和 5 年度）までにオンライン率 80%を目標値とする。

7 アルコール製造事業の許可申請等手続のオンライン化等

a) 現状と課題 (As Is)

アルコール事業法関係手続については、オンライン申請が出来ない状況にあるため、行政手続のデジタル化に向けた政府横断的な取組の中で、クラウドサービスの安全性評価に関する検討会における検討結果を踏まえた上で、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を活用したオンライン化に加え、法務省が構築中の登記情報を連携する仕組みを利用することにより添付書

類の削減を目指す。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

- ① e-Gov 等の導入が実現できた場合、利用者がオンラインによる申請が可能となる
- ② オンラインによる申請等における本人確認の方法として ID・パスワード方式が実現できた場合、利用者側の業務負担削減に繋がる
- ③ 登記情報等に関する法務省との連携が実現できれば、関連する書類の添付が省略できる

(イ) その他の具体的な付加価値

行政側においても、文書受付等の事務負担の軽減、添付書類の削減によるペーパーレス化など、業務フローのデジタル化が更に促進され、事務の効率化が期待される。

c) 具体的な取組 (To Do)

製造の許可の申請ほか 41 手続については、クラウドサービスの安全性評価に関する検討会における検討結果を踏まえ、e-Gov 等を活用したオンライン化を可能とすること、その際の本人確認については、ID・パスワード方式を導入することを検討する。

また、申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

8 電気・ガス事業者登録・届出のオンライン化

a) 現状と課題 (As Is)

電気・ガスの小売全面自由化を含むエネルギーシステム改革により、電気・ガス事業の事業者数・手続件数は大幅に増加する中、ほぼ全ての手続を紙媒体で実施しているため、事業者・行政双方の負担が大きい状況となっている。

また、複数の事業を行う総合エネルギー企業が増加する一方、手続や事業者類型ごとに事業者のデータが散在しており、法執行・政策立案に十分に活用できていない。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

電気・ガス事業に係る一連の手続（申請から通知まで）をオンラインシステム上で行うことで、過去の申請データ・同一事業者のデータを参照で

きるようにし、行政・事業者双方の業務を効率化させることを目指す。

(イ) その他の具体的な付加価値

事業者情報を一元的に管理するデータベースを整備し、事業者データを法執行・政策立案に効果的に活用することを目指す。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年3月まで 第一弾システム化対象の要件定義等の検討とともに対象手続の選定。

2021年4月より 一部手続をオンライン化し、その後順次、その他の手続もオンライン化を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合 80% (2024年度)

※主要な手続は2022年度までに運用開始となる予定で、その後3か年で安定的に運用されることを念頭におく。

9 化学兵器禁止法に基づく届出電子化

a) 現状と課題 (As Is)

「化学兵器及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年四月五日法律第六十五号）」に基づく指定物質及び有機化学物質の届出は年間約1,000件にのぼるが、現在電子化未対応。

届出事業者においては、電子上で書類を作成した場合であっても、書面に出だし、郵送又は来所で提出することとなっており、不必要な内部コストが生じている。

郵送により届け出られた書面を本省職員が手作業で確認し、本省職員が届出データを届出情報管理データベース（CWDB）に手入力で転記している。また、「化学兵器禁止条約」にて、国内の届出内容を国際機関である化学兵器禁止条約技術事務局（OPCW）へ申告する義務が課せられている。CWDBには、OPCWが定める電子申告様式用にデータ処理を行う機能が含まれているが、省内基盤情報システムの更改に伴い発生した不具合により、本省職員が一部手動でデータ処理／申告様式を作成している。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

届出書作成にあたり、エラーチェック機能等の付与により正確性が向上する。

事業者にとっては、電子届出が可能となり、届出手段が多様化される。

(イ) その他の具体的な付加価値

届出情報の入力・集計・国際機関向け申告書出力を電子化（現在手入力）。本省、地方局の事務負担を軽減する。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年度 要件定義

2020 年度 設計、開発、テストの実施

2021 年度以降 オンラインによる届出開始予定

KPI：オンラインによる申請の割合：2025 年度までに全届出件数に対する電子申請の割合 50%を目指す

10 特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続関係手続のオンライン化

a) 現状と課題 (As Is)

評価、勤怠、福利厚生、給与支払に係る情報ごとに職員の管理番号を個別管理。

年次休暇の請求ごとに、休暇簿へ必要な事項を記載し押印するなど手続が煩雑。

b) 実現したい状態 (To Be)

個別管理されている管理番号等の一元的な管理。

勤怠管理に係る申請等の手続の電子化。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年度中にシステムを構築し、2020 年度からシステム利用を開始。

KPI：2021 年度中に勤怠管理に係る申請等の手続を全て電子化。

イ 添付書類の省略に係る情報システム整備

「デジタル・ガバメント実行計画」において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。」(49 頁) とされたことを踏まえ、経済産業省における添付書類の撤廃を推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。なお、情報連携による省略が困難な添付書類については、申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

経済産業省は、法人を対象とする手続を多く保有しており、これらの手続では法人代表者の本人確認のため法人の印鑑証明書などの書類提出を義務付

けている場合がある。添付書類の省略に向けた横串での対応が効果的と考えられることから、各手続システムにおいて、厳格な本人確認の上で発行される「GビズID」を用いたID・パスワードによる本人確認を導入することによるこれら本人確認書類の撤廃を検討する。

経済産業省では、約 350 種類の手続において、登記事項証明書（商業法人）の提出を求めているところ、2020 年（令和 2 年）10 月以降に運用開始を予定している登記情報連携の仕組み等を活用して、登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを予定している。具体的には、当該仕組みの GUI の利用や、API を活用した法人の登記情報の取得を可能とするなどの手法も念頭に、登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討していく。

また、戸籍謄本等を求めている手続については、マイナンバー制度における情報連携等により、添付書類の省略の実現に向けた検討等を行っている。

さらに、住民票等の写しを求めている手続については、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等により、添付書類の省略の実現に向けた検討等を行っている。

2 経営革新等支援機関等の認定等申請（経営力向上計画関係手続のオンライン化等）（※Ⅱ（2）ア2再掲）

a) 現状と課題 (As Is)

経営革新等支援機関の認定申請及び更新申請等の手続は、現在、書面による提出しか認められていない。なお、申請書の作成自体はシステム上で行い（金融機関を除く）、アラート機能などにより、入力漏れ・入力ミスを未然に防ぐ効果があるが、現時点では、申請書の記入後、紙出力を行い郵送する必要があるため、申請者の負担になっている。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

2020 年度より、オンライン申請を可能とし、紙での申請を不要とする（完全電子化）。これにより、申請者の利便性が向上する。

また、法人認証基盤等との連携により、本人確認の簡素化が図られる。

(イ) その他の具体的な付加価値

申請者にとっては、書面で申請していた手続がペーパーレス化されるなど、業務の簡素化が図られる。審査当局にとっては、郵送された書類を仕分け、データ化する作業が削減されるとともに、書類不備の補正指示をオンラインで実施できることによりスムーズに書類を受け付け、審査を所定の期間内に完了させることができる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年度よりオンライン申請手続のシステム構築を進め、2020 年度よりオンライン申請を可能とする。

KPI：2020 年度より、経営革新等支援機関の認定申請及び更新申請等のオンライン利用率为 100%とする。

11 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（情報処理支援機関関係手続のオンライン化等）

a) 現状と課題 (As Is)

情報処理支援機関システムは、現在、申請・審査・公表を一気通貫でシステム化しているところであり、申請者の作業負担低減に繋がっている。申請者や利用者の利便性を向上させるために、①添付書類の省略、②開示情報の拡充（各機関が提供するソフトウェアの API 対応状況の見える化）が必要。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

2020 年 4 月から、法人共通認証基盤と接続することにより本人確認書類（登記事項証明書（商業法人））の省略を検討する。

2020 年 4 月から、情報処理支援機関認定の開示項目に API 等への対応状況を追加する予定。これにより、IT を活用したい民間事業者（中小企業等）への情報提供を行うとともに、申請者への対応ソフト・サービスの提供を促す。

(イ) その他の具体的な付加価値

2020 年 4 月から、法人共通認証基盤と接続することにより、本人確認書類の確認作業が不要となり、審査コストを削減できる。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020 年 4 月から、法人共通認証基盤との接続や情報処理支援機関認定の開示項目に API 等への対応状況を追加する予定。

KPI：2020 年 4 月より開設する「ミラサポ plus」において、お近くの支援機関を検索するサービスを提供予定。中小企業への認知度を高めるために、2020 年度中に認定情報処理支援機関においても、当該サービスへの組み込みを行う。

ミラサポ plus との連携により、2021 年度の認定情報処理支援機関特設サイトの年間利用者数（ページビュー数）を 2018 年度比で倍増の 95000 人とする。

ウ 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

オンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の設置、オンライン手続時の初期設定及び入力の手簡易化、申請画面等のマルチブラウザ対応、送信可能なデータ容量の制限緩和、送信するデータ形式の柔軟化等を踏まえた情報システム整備を行う。

オンライン手続を実施する場合に、手続の簡便化（添付書類の省略、本人確認手法の見直し、代理申請の容易化等）、受付時間の拡充、事務処理の効率化による標準処理期間の短縮、オンライン申請における手数料の減額や申請を処理する際の優先的取扱いを行うなど、オンライン利用のインセンティブを付与する。

12 法人向けの行政手続のデジタル化（GビズID（法人共通認証基盤））

a) 現状と課題（As Is）

現状、オンライン申請可能な行政手続については各行政手続のシステム毎にアカウントを取得する必要があるため、ユーザーのアカウント管理コストが大きくなっている。

b) 実現したい状態（To Be）

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット
複数の行政サービスに一つのID・パスワードでログインすることができ、アカウント管理に係るコストが低減される。

(イ) その他の具体的な付加価値

将来的に様々な行政サービス等が連携された場合、「GビズID」のアカウントを核に名寄せを行い、同一人物が行った手続を特定できるので、ワンストップやワンスオンリーの実現が可能となる。

c) 具体的な取組（To Do）

2019年度に行った経済産業省内の行政手続システムとの連携状況を踏まえ、2020年度からは引き続き省内の行政手続システムとの連携の拡大を図るほか、他省庁の行政手続システムとの連携に係る調整を行う。

KPI：接続システム数

13 法人向けの行政手続のデジタル化（Gビズコネク（法人データ連携基盤））

a) 現状と課題（As Is）

行政サービスの利便性向上に当たっては、添付書類の省略やワンスオンリーの実現、また、データに基づく政策の分析・立案が重要となるが、これらの円滑な実施にあたっては、情報システム間における情報連携が必須となる。

現在、情報システム間の連携にあたっては、

- ① 個別の連携先に応じて API を整備する等の調整・開発のコストが発生する
 - ② 各システムが保有するデータの項目の意味や構造がそろっておらず、個別の連携先に応じてマッピング等のコストが発生する
- といった課題が存在する。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

ワンスオンリーの実現

(イ) その他の具体的な付加価値

共通のノードを 1 度導入することにより、複数システムとの連携が可能となる

ノード導入時に、標準データ項目に併せた設定を行うことで、主要なデータ項目については都度のマッピングが不用となる

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年度の試行の結果を踏まえ、2020 年度から経済産業省内だけでなく、他府省や民間との連携でも活用できる環境の実証を行う。

KPI：接続システム数

14 法人向けの行政手続のデジタル化（J グランツ（補助金申請システム））

a) 現状と課題 (As Is)

補助金申請の多くは書面で処理されており、重複する記載を何度も求められるなど事業者にとって煩雑な手続になっているケースも存在する。中小企業の人手不足が深刻化する中、補助金申請等の行政手続が、民間の生産性向上のボトルネックとならないよう対応を進めることが急務である。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

事業者及び行政における補助金申請に係る一連の手続（公募、交付申請、交付決定、精算等）の一気通貫したデジタル化、過去の申請データ等を活用したワンスオンリー化を目指す。これにより、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を実現する。

(イ) その他の具体的な付加価値

補助金申請手続は経済産業省のほか各省庁においても実施されているところ、経済産業省の取組をベストプラクティスとして政府全体及び地方公共団体への横展開を目指す。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年 12 月にリリースした補助金申請システム「J グランツ」について、利用者たる事業者及び執行事務局たる各府省及び地方自治体からの具体的なニーズを聴取しつつ、2020 年度以降、利便性の向上に向けた開発・改修を行っていく。

KPI：システム利用補助金数

15 特許情報提供サービスの迅速化

a) 現状と課題 (As Is)

国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるように、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。

特に、公報システムについては、現状、

- ①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている
- ②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている
- ③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている

等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから 3 週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。

b) 実現したい状態 (To Be)

この状況を改善するために、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複の研究開発や重複の出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

c) 具体的な取組 (To Do)

特許公報発行の迅速化を目指し、2021 年 10 月までに開発・テストを行い、2022 年 1 月を目途に公報システムを刷新する予定。

KPI:現状、発行までに約 3 週間の期間を要しているところ、刷新により、公報編集エラーチェックに要する時間が短縮されることや媒体運用が廃止されることから、全体として 10 日間程度の短縮が可能となる見積りで

ある。

16 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上

a) 現状と課題 (As Is)

輸出入許可・承認等の申請、及び税関への通関申告の際の輸出入許可・承認証等の裏書き処理に至る輸出入手続について既にオンライン化されている。しかし、PC 端末への専用ソフトウェアインストールが必要であったり、利用環境が Windows PC に限定されたりするなど、申請者の利便性に配慮しきれておらず、電子化のメリットを享受しきれていない。

b) 実現したい状態 (To Be)

(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット

現行システムの更なるユーザビリティ向上を通じて、利用者が簡易な電子申請を実施し、窓口・郵送での紙申請に伴う申請者のコスト・申請時間の削減を実現する。

(イ) その他の具体的な付加価値

電子申請率の向上に伴い、紙申請にて発生していた省内のデータ入力・管理工数を削減する。また、申請データの分析・利活用を通じた貿易管理業務の高度化を図る。

c) 具体的な取組 (To Do)

2019 年度（令和元年度）に実施した技術検証において、RPA を用いたデータ転記の有効性を確認できたことを踏まえ、2020 年度（令和 2 年度）にプロトタイプを用いた実証検証を開始し、2021 年度（令和 3 年度）から順次検証対象業務・機能を拡充。最終的には、2025 年度（令和 7 年度）に計画されている第 7 次 NACC S システムとの連携を目指す。

KPI：2025 年度（令和 7 年度）末までに、電子ライセンスの発給率 100%を目指す

17 国家公務員等への旅費の支給等のユーザビリティ改善

a) 現状と課題 (As Is)

旅費等内部管理業務共通システム（SEABIS）は旅費及び謝金・諸手当システムと物品管理システムの 2 つのシステムの総称であり、2014 年度から本府省等、2015 年度から地方支部局等に導入を行った。

次期 SEABIS システムが稼働する政府共通プラットフォーム上のサーバ OS のサポート期限が 2020 年 11 月末に到来することから、新しいサーバ OS で稼働できるシステム移行が必要な状況となっている。

また、利用者の多い旅費システムについては、利用者から利便性の向上

に関する改善要望が多く寄せられ、業務の効率化推進の観点から早期に改善することが望まれている。

b) 実現したい状態 (To Be)

利用者の利便性向上のため反応速度及びユーザーインターフェースの機能改修を実施した上で、政府共通プラットフォーム上の新しいサーバOSへシステム移行し、2020年10月から順次運用を開始する。

c) 具体的な取組 (To Do)

2020年10月に、政府共通プラットフォーム上の新しいサーバOSへシステム移行し、2020年10月から順次運用を開始する。

KPI：旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画の基本理念に基づき、SEABIS導入率100%を目指している。

(3) 重要プロジェクトの推進

ア 各種手続のデジタル化及びプラットフォームの整備

経済産業省では、法人関係の主要な行政手続等から簡素化・デジタル化を進め、データが官民双方で有効に活用されるよう、中長期計画本文「Ⅲ(2)」の法人デジタルプラットフォームの整備などの取組や、「Ⅱ(2) 行政手続のデジタル化」及び「別紙4」の具体的なデジタル化の取組を推進していく。

イ 特許庁システム刷新プロジェクト

特許庁システムにおける、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるよう、中長期計画本文「Ⅲ(8) イc) ④vii」及び「別紙2」の取組を推進していく。

ウ バックオフィス改革

複数の管理番号が付与された職員情報や、紙媒体が前提の福利厚生等の申請承認手続について、中長期計画本文「Ⅴ(2)」や別紙2及び4に記載の通り、職員の人事等の情報を一元的に管理し、管理番号を統一するとともに、当該管理番号を活用することにより、勤怠管理及び福利厚生等に係る申請承認手続のデジタル化を実現する。

エ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた取組

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカー

ドを基盤として、以下に掲げる各種カード、手続等について、別紙6の工程表に沿ってマイナンバーカードの活用を推進する。

35 学校における IT 授業・パソコン利用（文・経）

(4) 民間手続のデジタル化の推進

社会全体のデジタル化を実現するためには、行政手続にとどまらず、民間手続のオンライン化を進めることが重要である。

行政・民間の分野を問わず、各種手続・サービスを行うにあたっては、個人が安心してそれを利用できるようにするため、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるような本人確認手段の整備が重要となる。法令上で本人確認を義務づけている主な手続については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が中心となり、公的個人認証をはじめとした身元確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードなどを用いた身分証明における電子化の普及促進を図っていくこととされている。経済産業省としても、業所管省庁として、関係業界等への周知など、本取組に協力をしていく。

また、身元確認が法制化されていない場合についても、消費者保護やオンラインサービスの安定的な運営観点でユーザー、サービス提供者の実在を確認するための身元確認が重要であることに変わりはない。特に、近年、シェアリングやマッチング等を利用した様々なオンラインサービスが創出され、今後も拡大していくことが見込まれるため、オンラインサービスにおける身元確認のガイドラインを検討し、消費者保護とサービスの普及を後押ししていく。

また、受発注業務など、民間事業者の事業の基本となる手続について、中小企業共通 EDI（Electronic Data Interchange、電子データ交換）の整備による中小企業の受発注業務の IT 化など、民間手続のデジタル化を通じて、消費者の利便性向上と事業者の生産性向上を推し進めていく。

経済産業省においては、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号。令和元年 7 月、工業標準化法から改正。）に関する民間手続について、登録試験事業者が交付することができる証明書のオンライン化を実施予定としている（令和 2 年 4 月 1 日施行予定）。

また、法令上オンライン化が認められていない民間手続についても、特にデジタル化のニーズが高い手続については、その制度趣旨等を鑑み、手続のあり方について検討を行っていく。

一方、法令上、オンライン手続が認められているが、社会慣習などによってデジタル化が進んでいない手続、または法令を根拠としない（ガイドライン等

に基づく) 手続のうち、利用者が多い手続など特にデジタル化のニーズの高い手続については、書面・対面なしで取引を活用する事例を参考にしつつ、民間事業者におけるデジタル化を促すための取組を検討する。

Ⅲ デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

(1) 経済産業省のプラットフォームの概況及び今後の方針

多様なサービスやデータをスムーズに連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データや API の仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要であるとの認識の下、行政分野におけるサービスやデータの標準化を推進し、サービス及びデータ連携の基盤の整備を推進していく。

前述の通り、現状では省内におけるデータ連携を行う基盤は整備できておらず、システム間でのデータ利活用は進んでいない。政策の検討にも十分に活用できていない状況である。まずは、データを標準化し蓄積するとともに、これを分析に活用することのできる環境の構築が急務である。また、データ利用環境が整備できていないことから、必ずしも個々の事業者のニーズに合わせた形でのサービス提供が実現できておらず、特に裾野の広い中小企業に対する更なるリーチが必要なところである。

今後重点的に進めていく取組としては、①法人デジタルプラットフォームという形で ID の共通化とデータ連携の基盤を構築していくほか、②中小企業支援プラットフォームの構築によるサービスの集約、データの標準化等を進める。また、これらプラットフォームには、標準化された API を整備する。

(2) 法人デジタルプラットフォームの構築

ア 「G ビズ ID」の構築

法人関係の行政手続のワンストップ化と法人の負荷にならない形での認証を実現するため、一つの ID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスを可能とする認証システムとして「G ビズ ID」を 2018 年度（平成 30 年度）より運用開始し、2019 年度（令和元年度）には、経済産業省の主要な行政手続から導入を進めている。2020 年度（令和 2 年度）には、引き続き経済産業省の行政手続への導入を進めるとともに、厚生労働省の社会保険手続における認証システムとして導入を開始するなど、法人向け行政手続の共通認証システムとして普及を図るため、各府省の行政手続について横展開を行っていく。

KPI：G ビズ ID と連携するシステム数（2025 年までに 50 システム）

イ 行政手続における法人番号入力原則化と「G ビズコネク」の整備

法人に関する情報をデータ連携する際、それぞれのデータに法人番号が紐付いていることが前提条件となる。このため、経済産業省は、法人からの申請を受け付ける際などのフォームにおいて、法人番号入力欄を原則設け、申請情報を機械判読可能なデータとして取得する。

また、経済産業省は、官民におけるデータ交換の仕組みの検討を行い、各情報システム及び行政サービスがインターネット上でシームレスかつセキュアにデータ交換できるプラットフォームとして「Gビズコネクト」を構築する。「Gビズコネクト」のデータ管理については、中央集権の形を取らず個別システム間で P2P（ピア・ツー・ピア）の非中央集権の形を取ることで、個別システム保有者の意思による自由なデータ連携を可能とする。

この実現のため、2020 年度から経済産業省内だけでなく、他府省や民間との連携でも活用できる環境の実証を行う。

(3) 中小企業支援プラットフォームの構築

現状、中小企業向けの支援情報サイトが複数存在することから、これらの再編を進め、中小企業支援プラットフォームを整備する。具体的には、中小企業向けの情報発信から申請手続までを誘導する「ミラサポ plus」と、中小企業に関するデータを活用するための「データ分析基盤」を整備する。

2018 年度（平成 30 年度）は、中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会において、オンライン申請により取得したデータの利活用及び情報発信サイトの在り方に関する検討を行うとともに、デモ版の「ミラサポ plus」を構築した。

2019 年度（令和元年度）は、2020 年度（令和 2 年度）の運用開始に向け、「ミラサポ plus」において、行政機関に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンストップを実現するための機能や、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な支援策を表示するレコメンデーション機能等を実装する。

2020 年度（令和 2 年度）には、「データ分析基盤」において、中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていくほか、蓄積された申請事業者等のデータを活用しレコメンデーション機能の拡充を図る。

KPI：ミラサポ plus におけるページビュー数（2024 年度までに 5,000 万件）

ミラサポ plus におけるユニークユーザー数（2024 年度までに 575 万件）

(4) 行政保有データの 100%オープン化

経済産業省が所管する行政手続等によって得られるデータのうち、未だ多く

のものが紙媒体で管理されている。紙等のアナログな媒体は、活用方法が限定されてしまうところ、今後、行政手続等のデジタル化を検討する場合等には、当該手続等によって得られるデータの管理方法等についても併せて検討する。

また、省内の政策に係るデータのうち重要なものについては、省の Web サイト及び政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）等でオープンデータとしての公開を促進する。相談窓口等において民間事業者等からオープンデータ化の要望があった場合には、対象データに係る担当所属において検討し、可能な範囲で公開するよう努めるものとする。

KPI：利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数

加えて、「G ビズインフォ」の蓄積データを扱う行政手続においてワンストップを実現するため、各府省から「G ビズインフォ」へのデータの集約を進める（「G ビズインフォ」には約 177 万件の法人活動情報を掲載（令和 2 年 2 月時点）。今後は、行政保有データとして公表・集約ニーズの高い非上場企業の決算公告情報や行政処分情報等を掲載する官報データシステムとの API 接続によるデータ連携などの検討を行っていく。

これらのデータを効果的に集約・利用するためには、特に法人の基礎情報となる台帳データの整備が重要であるため、関係省庁に働きかけを行うなど、その正確性と最新性の向上を推進していく。

データ集約に当たっては、共通語彙基盤に基づく政府共通のデータ項目や API 形式を活用することで、自動的に更新される環境の整備を目指す。

さらに、企業間において協調できる分野について、一定の安全管理基準を満たし、競争力強化、社会課題解決に向けてデータの収集、整理及び提供を行う事業者には、限定的にでもデータ共有・共用を認めるための制度を生産性向上特別措置法に基づき創設したところ、本制度の周知を徹底し、活用を促進していく。

KPI：G ビズインフォ（法人インフォメーション）の API アクセス数（2022 年度（令和 4 年度）までに年間 8,000 万件）

KPI：G ビズインフォ（法人インフォメーション）のデータ登録数

(5) API の整備

ア API の整備の推進

経済産業省では、「G ビズインフォ」において SPARQL API や RESTful API を提供し法人情報を参照できるようにしているなど、利用者がデータを自由に

取得・利用できるよう環境整備を進めてきたところである。引き続き、API 公開を推進し、官民データ連携を促進していく。API の整備・公開に当たっては、調査事業等におけるインタビュー等を通じて把握した開発者・利用者のニーズを反映するなど、利便性の高いものとするよう考慮するものとする。

イ API の改善、活用促進等

前述のとおり、経済産業省では、法人デジタルプラットフォームの構築を進めていくところであり、各行政手続等の申請等により蓄積されたデータの活用を進めることとしている。具体的には、これまで各電子申請システムにより蓄積されたデータの利活用がなされてこなかったところ、省内における標準 API を整備することによりデータを相互利用できる環境を整備し、EBPM (Evidence Based Policy Making) や新たなビジネスの創出等につなげていく。

KPI：公開 API 数（2020 年度：5 件）

(6) 標準化・共通化の推進

ア 共通語彙基盤の推進

経済産業省では、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等と連携し、共通語彙基盤の整備を推進してきたところである。

引き続き、本事業を推進し、共通語彙基盤事業を進める。特に、Society5.0 の本格実装に向け、データ連携基盤の取組に係る議論が進められているところ、当該議論にも積極的に関与していく。

イ 文字情報基盤の活用等による文字基盤の整備

文字情報基盤については、活用を引き続き推進するとともに、更なる環境の整備を実施し、文字情報に関する相互運用性を確保に努める。

今後情報システムを整備する際には、一般的業務に係る行政システムにおいては使用する文字の範囲は JIS X 0213 を原則とし、UCS5 に従った表現（符号化及び記述法）でシステムの設計・構築を行う。加えて、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すものとする。

なお、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の扱いについては文字環境導入実践ガイドブックの内容を踏まえつつ検討を進めていくものとする。

ウ 法人データ及び法人活動データの標準化

行政機関をはじめ多くの法人では、登録法人、取引先等の法人データを管理しているが、そのデータは独自の形式である場合が多く、そのため、組織内でも情報の再利用が困難であったり、外部との情報連携においても大きな障害になっている。組織の内外を問わず、スムーズな情報連携や情報の再利用を促進し、ワンスオンリー・ワンストップの実現に資するため、法人データ及び法人活動データ（申請データ、財務データ、証明書データ等）について、行政基本情報データ連携モデル等を参考にしつつ、その標準的なフォーマットを示すことで、データの標準化を推進する。

(7) クラウドサービスの利用の推進

基本計画において、政府情報システムを整備する際には、クラウド・バイ・デフォルト原則、すなわち、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとされている。今後更改を迎えるシステムについては、各システムの特性や情報セキュリティを踏まえつつ、効率性や可用性、柔軟性の向上の観点から積極的にクラウドサービスの利用検討を実施する。

一方で、各システムが個別にクラウドサービスを調達することで、個別にセキュリティ対策の確認が必要になる、省全体で調達規模が増えても費用対効果が出ないなどの課題が発生することが予想される。そのため、2020年1月にサイバーセキュリティ戦略本部で基本的枠組みが決定された、政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の制度内容や評価結果も踏まえながら、経済産業省として、省内のクラウドサービスの調達の一括化や統一的なガバナンスのあり方について検討していく。

KPI：政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数

また、クラウドサービスを提供する政府共通プラットフォームの利用についても、各システムの特性や情報セキュリティ等を踏まえつつ、引き続き検討する。具体的には、経済産業省汎用電子申請システムについては、2022年4月に第二期政府共通プラットフォームに移行できるよう、2020年度以降、調査・設計・開発等を実施する予定である。その他の更改等を迎えるシステムについても、引き続き、選択肢の一つとしてプラットフォーム利用について検討する。

(8) 政府情報システム改革

ア 政府情報システムの統廃合等の取組及び運用コストの削減

基本計画において、政府情報システム数を2018年度までに半減（2012年

度比)、運用コストを 2021 年度までに 3 割削減 (2013 年度比) とされていることを踏まえ、2013 年度から個々のシステムについて業務の見直しを推進してきた。

具体的には、集約できる情報システムやネットワークシステムについては府省共通システム又は経済産業省基盤情報システムへ統合ののち廃止したほか、行政需要が減少したシステムについては単純廃止を実施した。システムの統合廃止に伴い、サーバーの集約によるメンテナンスの省力化及びユーザーサポート体制のスリム化等が実現し、運用コストが削減された。

政府情報システム改革ロードマップに基づき、スタンドアロンコンピューターの廃止・縮小についても進めているところ、引き続き、取り組んでいく。

加えて、クラウドリソースをベースとしたサービスが増加し、各原課で個別に管理されることにより、サービスの総合的な管理や、ライセンスの統合等によるコスト低減に関する検討が十分になされていないことから、今後より効率的なクラウドベースサービスの管理体制を検討する。

KPI：運用コスト (2013 年度の運用コスト約 201 億円から、2021 年度末までに年間約 61 億円の削減を見込む (2013 年度比約 30.4%減))

イ 特許庁における業務・システム最適化

a) 背景

特許庁では、産業財産権に関する大量の業務を処理するべく、1990 年に稼働開始した電子出願システムをはじめとして、積極的に情報システムを導入してきた。

しかしながら、特許庁の情報システムは、個別システムを累次に構築してきたことにより、全体として複雑な構造となっている。そのため、システム改修にかかるコストが高く、かつ改修期間も長期化しており、環境変化への対応やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、柔軟に対処することが難しくなっている。また、個別システム間のデータ整合性を確保するための処理に時間がかかり、出願人・代理人等の制度利用者への迅速な情報提供も困難となっている。

これらの課題を解決するため、特許庁は「特許庁業務・システム最適化計画」(平成 25 年 3 月改定。以下「最適化計画」という。)に基づき、システム開発を着実に進めている。

b) 目標及び取組方針

最適化計画では、以下の 4 つの目標を掲げ、特許庁はその達成を目指している。

① グローバルな環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、世界最高レベル

の迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤を整備する。

- ② 発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの促進に向け、情報発信力を強化するとともに、制度利用者の利便性を向上する。
- ③ 強固な情報セキュリティ及び事業継続能力を確保するため、安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制を構築する。
- ④ 行政運営の簡素化・効率化・合理化及び質の向上を進めるため、業務及び制度の見直しを図りつつ、システム構造の抜本的見直しを進め、システム経費を節減する。

これらの目標を実現するため、現行システムは稼働させつつ、システムを段階的に刷新する方式を採用することにより、「(i)優先的に対応すべき政策事項のシステム対応の実現」及び「(ii)システム構造の見直し」を同時並行的に着実に進めていく。

c) 具体的な取組

具体的には以下の取組を進めていく。特に、システム構造の見直しを進めるに当たっては、最適化計画に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用する。

- ① 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備
 - i) 特許出願等の全体進捗管理を可能とする案件管理拡充への対応
 - ii) 特実における分類・検索キーの改正に関連する業務全般を円滑に行うためのシステム構築の検討
- ② 情報発信力の強化と制度利用者の利便性向上
 - iii) API 提供の検討
 - iv) 手続に不慣れな中小企業・個人の権利消滅を防ぐため、権利維持に必要な特許料・登録料の納付期限通知
- ③ 安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
 - v) 業務の継続性を確保するシステムの構築（クラウドサービスの利用）の検討
 - vi) 特許庁業務継続計画の不断の見直し
- ④ 業務及び制度並びにシステム構造の見直しによるシステム経費の節減
 - vii) 特実方式審査・特実審査周辺システム、審判システム、公報システム及び意商システムの刷新

(9) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

ア 情報セキュリティ対策

平成 30 年度に改正された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、国民が安心して安全にウェブサイト等を通じた行政サービスを利用できるよう利用者側に立った対策を始め、これまでに実施してきた取組を引き続き行う。また、将来像を見据えたサイバーセキュリティ対策として、挙動検知による未知マルウェアの被害の未然防止等、リスクに応じた適切な対策を推進する。特に、当省の基幹ネットワークシステムである基盤情報システムについてはシステム更改時等にこれらの対策を導入すること等により、更なる情報セキュリティの向上を図る。

イ 個人情報保護

経済産業省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等に則り、個人情報保護管理規程を定めており、個人情報を取り扱う職員の制限等、適切な管理のための安全確保の措置を講じている。また、毎年度、すべての職員に対して研修等を行っている。

ウ 業務継続性の確保

災害時等における業務継続性の確保のため、当省の基盤情報システム等において、「運用継続計画」を策定しており、具体的には、災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備などの対応を行っている。また、システム開発する際に利用することができる「共通仕様書」において業務継続性要件の雛形を示すなど、省内のシステム担当者への周知も引き続き実施していく。

IV 価値を生み出すITガバナンス

(1) 推進体制の整備

ア 経済産業省デジタル・トランスフォーメーションオフィス（DX オフィス）による取組の推進

Government as a Service を実現し、行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進するためには、省内の体制作りが重要である。省内の IT 関係課が連携したデジタル・トランスフォーメーションオフィス（DX オフィス）を組成するとともに、外部 IT 人材を獲得し、総合的なデジタル化の推進体制を整えていく。

具体的な体制としては、CIO を長とし、経済産業省 PMO である政策評価広報課、情報システム厚生課及び情報プロジェクト室が各々の機能に従い企画・調整を行う。また、先進プロジェクトとして①「J グランツ」、②中小企業支援プラットフォーム、③保安ネット、④バックオフィスシステム改革を位置付け、部局を超えて目的を共通するチームをミッションごとに編成し、各プロジェクトについてプロダクトマネージャーとして民間出身の IT 人材を採用し強力に推進していく。さらに、経済産業省に配置されている CIO 補佐官の助言等を得ながら取組を進めていく。

加えて、各業務のデジタル化を推進するため、現在の紙や対面を前提とした各種省令や内部規程類については、DX オフィスが中心となり、デジタル化を前提とした内容となるよう見直しを行っていく。併せて、デジタル化の実施にあたり遵守が求められる内部規程類について、各規程類の関係性を整理するとともに、解釈が曖昧になっている規定について明確な基準を定めることで、内部規定の遵守を容易にし、デジタル化を効率的に進めることのできる環境を整備する。

なお、この DX オフィスの取組によって得られた経験については、政府全体にも共有していく。

(2) ガバナンスの強化

ア システム化案件の調整等

省内の各所属が個別にシステム化を検討することは、省全体のリソース配分や効率的なシステム設計の観点からも非効率である。そこで、省全体としてのシステムデザインの観点から、システム化案件については DX オフィスにおいて調整・精査することとし、省内におけるプロセスを明確化させ、シス

テム化対象案件に対するガバナンスを強化する。

また、主要なプロジェクトについては、その政策的意義を明確化することで、一括して予算要求を行うとともに、予算の執行プロセスについても開発・運用状況に併せた柔軟かつ効果的な管理を行っていく。

イ 省内共通仕様の策定及び内部規程類の整備

CIO 補佐官を中心として、DX オフィスの IT システム関係課が連携し、システム開発の際に利用することのできる共通仕様書を策定するとともに、その積極的な利用を促す。共通仕様書には、システム設計における基本事項のほか、データ標準や「G ビズ I D」の利用に係る API 仕様を記載するなど法人デジタルプラットフォームを的確に進めていくための事項を盛り込む。

なお、共通仕様書については、CIO 補佐官の監修の下、アジャイル型開発の契約に必要な事項の追加やセキュリティ基準の更新など、適宜見直しを行っていく。

加えて、デジタル化の実施にあたり遵守が求められるその他の内部規程類について、各規程類の関係性を整理するとともに、解釈が曖昧になっている規定について明確な基準を定めることで、その遵守を容易にし、ガバナンスを強化すると共にデジタル化を効率的に進めることのできる環境を整備する。

KPI：IT ガバナンスに係る手続を制定していること。

(3) 人材確保・育成

「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定し、これを推進してきたところであり、引き続き本計画に基づき着実に取組を進めていく。加えて、新しいテクノロジーの導入やアジャイル型の開発手法といったシステム開発のノウハウや、ユーザー中心のデジタルサービス構築のため、知見を有する民間出身の IT 人材を採用し、前述の通り DX オフィスのメンバーとして位置付けることで行政デジタルサービスの改革を進める。

また、IT ベンダーとの情報の非対称性を解消し、より良いデジタルサービスを実現するには職員の IT リテラシーの向上が不可欠である。これまでもデジタルガバメント・ワークショップ等、自主研修が企画されてきたが、引き続き省内でワークショップ等を開催するほか、より深い職員の IT 理解を促すため、各職位に応じたデジタルリテラシーを高めるための研修プログラムや省内向け広報の策定を進める。

加えて、DX オフィスは、行政の利便性を高めるような IT サービスを提供するベンチャー企業やシビックテック等と行政官の交流を進め、ガバメントテックのコミュニティ形成を促し、行政システム開発の在り方の多様化を目指す。

KPI：橋渡し人材認定者数

累計 3 人（平成 30 年度）

（内訳）課長補佐（プロジェクト系及びセキュリティ系） 1 人、課長補佐（プロジェクト系） 1 人、課長補佐（セキュリティ系） 1 人

実員 3 人（平成 30 年度）

（内訳）課長補佐（プロジェクト系及びセキュリティ系） 1 人、課長補佐（プロジェクト系） 1 人、課長補佐（セキュリティ系） 1 人

(4) デジタルデバイド対策

高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドの是正の取組を継続実施する。

経済産業省では、健常者だけでなく障害者や高齢者などにとっても閲覧や操作が容易になるよう、経済産業省が提供する各ウェブコンテンツを対象に、アクセシビリティガイドライン等のガイドラインを整備し、各開発担当者がアクセシビリティに準拠したコンテンツを容易に作成できるよう環境を整備している。

「GビズID」におけるアカウント登録等の手続については、事業者からの電話での問合せに対応するため、2019 年のサービス開始時からヘルプデスクを開設している。また、「J グランツ」における補助金申請については、申請事業者の操作性を向上させるため、チャットボットを設け、質問にすぐに回答を返す機能を整備するとともに、補助金の執行事務局における申請事業者への対応を継続して実施するため、執行事務局への運用サポートの体制を整備している。今後も、利用者からの問い合わせの状況等を踏まえ、適切な対応体制を整備していく。

本省内でのデジタルデバイド対策の一環として、障害者雇用の拡大及び活躍推進のため、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用など、必要な設備の整備等に取り組んでいるところ、引き続きアンケート調査や面談等を通じてニーズを把握するなどの取組を継続実施する。

(5) 広報

経済産業省では、オンライン利用率の向上及び利用者の利便性向上の達成の

ため、行政手続のオンライン化を実施するに当たっては、その利便性向上や負担軽減といった効果、個々の手続の具体的な方法等について、丁寧かつわかりやすい広報を行う。

特に、経済産業省の行政手続は事業者が利用するものが多いため、他省庁や関係機関とも連携して、事業者の目線に立った効果的な広報を検討する。また、広報を行う際は、SNS や動画など、利用者への訴求力が高いコンテンツを積極的に活用する。

個別の手続やシステムに関する広報に加え、経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組を社会に広く共有し、デジタル技術を有する企業・団体と行政官の交流を図るため、Govtech Conference などのイベント等の場を通じて積極的な情報発信に取り組んでいく。

加えて、これらの普及・広報を行っていくに当たっては、行政サービスを提供する自治体との情報交換や、行政の利便性を高めるような IT サービスを提供するベンチャー企業やシビックテック等との協同を推進することで、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を多面的に加速させていくことを意識する。

V 業務におけるデジタル技術の活用

(1) AI・RPA等のデジタル技術の活用

省内における各種業務の業務改革（BPR）を徹底した上で、審査や手続の件数が多い分野を中心に、AI・RPA等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。

RPAの導入検討に当たっては、個別業務の分析や手順の整理と併せて、RPAが正常に動作する環境の設定が必要となることから、経済産業省では、使用するRPAソフト等に応じて必要な環境を設定・案内する等の支援体制を構築している。

ア バックオフィスにおけるRPA等の活用に向けた取組

経済産業省では、2019年度に、比較的定常的な業務が多いバックオフィス業務のうち、職員による判断を介さず、かつ、単純な業務のうち、年間数百から数万件単位で処理する業務を自動化するためのRPA等を活用した業務の自動化について実証を行っている。

具体的には、会計業務のうち、申請書面の情報を会計システムに入力する業務や異なるシステム間でのデータの手動連携を行う業務について、RPAソフトを用いた実証及び効果検証を実施。加えて、競争入札に必要な資料作成業務についても、Excelのマクロ機能等も組み合わせた複数資料への自動転記（ワンスオンリー化）の実証を行っており、RPA等を活用したデジタル技術を活用した業務の標準化、効率化に取り組んでいる。

今後は、得られた効果を検証、評価した上で、利用部局の拡大、対象業務の拡充を検討していく。

イ 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

特許庁では、2017年度に、特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランを公表し、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検討を進めている。

2018年度までに、6分野について調査事業を実施し、具体的な適用の可能性についての検討を行った。また、AI技術の進展が急速であることに鑑み、AI技術を活用したシステム構築に当たっては、その構築期間を短縮するため、開発手法として従来のウォーターフォール型ではなくアジャイル型の開発手法を採用する方針を定め、最先端のAI技術を活用したシステム構築の内製化に向けた取組を強力に推進するための体制強化を行うこととした。

2019年度には、アクション・プランに基づき特許庁業務へAI技術の適用

可能性を検証している項目のうち、特に適用が見込まれるもの（特許審査に係る分類付与と先行技術調査）について、内製によるシステム開発を実施できるよう AI 技術に関する知見を有する外部人材の獲得を含めた体制を整えた。今後も、アジャイル型の開発が可能な体制を維持することで、試行的な適用のためのシステム開発を進め、特許庁の業務への AI 技術の適用可能性を引き続き検討していく。

なお、AI 技術の活用に向けた取組は、海外の知的財産庁においても検討されていることから、その動向を把握しつつ取組を進める。

(2) デジタル・ワークスタイルの実現のための環境整備

ア テレワークの推進、Web 会議環境の整備等

経済産業省では、リモートアクセス機能や Web 会議等テレワーク勤務に必要な環境については既に整備しているところである。これまで、テレワーク・デイにおける大規模なテレワークを実施するなど、テレワーク推進官庁として取り組んできたが、引き続き関係省庁等とも連携しつつ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、テレワークに係る取組を一層推進していく。

イ ペーパーレス化、オフィス改革

これまで経済産業省では、職員の所属や評価、勤怠、福利厚生、給与支払に係る情報等が個別に管理されており、また職員にいくつもの管理番号が付与され、手続が煩雑になっていた。そのため、令和 1 年度に職員の人事等の情報を一元的に管理するシステム及び、そのシステムに収録した情報を活用し、「休暇簿作成」、「出勤簿作成」等の機能を有する勤怠管理システムを構築する。さらに、令和 2 年度以降、職員からの福利厚生や手当認定等に係る申請・届出機能の拡張に係る検討を行い、申請側（職員一般）と受付側（業務担当者）の双方の負担軽減を図る。

また持ち運び可能な執務用 PC やタブレット端末を活用し、内部打合せや審議会等における原則ペーパーレス化を推進。会議室や打ち合わせスペースに設置した大型ディスプレイを活用し、定例会議の場でフォローアップを行うなど、紙の使用量削減の定着を確実に進めていく。

オフィス改革については、平成 30 年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（ワークスタイル変革モデル事業調査）の中で、執務環境が人の集中力に与える影響についての調査を実施し、自席在席時の 1.5 倍以上の集中度合を示した超集中個室ブース（Deep Think Room）を導入し、運用している。

加えて、各執務室をデジタル化やペーパーレス化等に対応した執務環境とするべく、各種調査を踏まえ、今後、基本レイアウトモデルを作成し、順次取り組んでいく。

加えて、前述のとおり、経済産業省が運用する府省共通システムである旅費等内部業務管理共通システム（SEABIS）についても職員の利便性を向上するべく、次期 SEABIS に向けた改修を着実に進めていく。

KPI:ペーパーレス化の推進

ウ デジタルツールの活用による働き方改革の促進

タスク管理ツールやコミュニケーションツール、BI（ビジネスインテリジェンス）ツール等、インターネット上には働き方改革に資するデジタルツールが公開されているところ、情報セキュリティ対策にも配慮しつつ、有用なデジタルツールが活用でき、一層効率的に業務を遂行できる環境の整備を目指す。

また、政策立案に資する情報を職員が組織・役職の壁を越えて共有・蓄積できるシステムを既に導入しており、今後さらなる活用を促進する。

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

当省では、以前から、電子決裁移行加速化方針（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）の内容に沿う形で、一元的な文書管理システムの利用を前提とし、原則電子決裁で行うこととしている。

国民からの申請等の行政手続に基づく決裁についても、申請等を処理する過程で決裁を行っている手続は 700 種類以上存在し、既に電子決裁で行うことを原則化している。（現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙 3 「手続の見直し工程表」を参照）

行政文書の電子的管理の推進については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）や「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」（2019 年 8 月 30 日改訂 内閣府大臣官房公文書管理課）を踏まえ、現在、実施方法等について検討を行っているところ。また、一元的な文書管理システムに格納する省内局別の電子決裁数を集計・周知するなど、従来からの取組も引き続き行っていく。

VI 計画の評価・改定

本計画の評価は、少なくとも年に一度行うこととし、必要に応じて計画内容の見直しを検討する。

なお、計画を改定する場合、CIO 及び副 CIO による調整を経た上で行うものとする。

VII デジタル改革を進めるためのロードマップ

別紙1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表

別紙2 重要プロジェクトの推進に係る工程表

別紙3 手続の見直し工程表

別紙4 行政手続のデジタル化に係る工程表

別紙5 主な投資事項一覧

別紙6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表
